



## H29. 歯科健診のご案内

### 音羽健康保険組合

〒112-0013 東京都文京区音羽1-18-10

電話 03(3943)3407

皆様の歯科保健対策のひとつとして平成13年度からむし歯や歯周病（歯槽膿漏等）の予防と、歯の健康づくりを目的とした歯科健康診査を実施しています。

この機会にぜひご利用していただき、歯と歯ぐきの健康管理にお役立て下さい。

1. 申込締切：平成29年7月28日（金） **【必着】**

2. 申込資格：① 成人の被扶養者（20歳以上）

② 任意継続被保険者（本人）

※但し、受診日現在で資格を有している方。

※受診資格がなく受診されますと、**検査料金全額**を申し請けます。

（注）講談社会場で健康診断と歯科健診を同時受診した方は受診できません。

受診は、年度内一回限りです。

3. 受診期間：平成29年8月中旬～平成29年12月下旬 の間で受診して下さい。

4. 健診機関：別添「歯科健診実施医療機関名簿」に記載されている全国の医療機関で受診して下さい。

5. 申込方法：別添「歯科健診受診申込書（ハガキ）」に必要事項を記入の上、62円切手を貼って投函していただければ申込み完了です。（－4頁の記入例参照－）

6. 実施内容：①口腔内診査

むし歯や歯周病の有無と程度の診査、治療中の場合はその治療状況のチェックとアドバイス。

②歯石除去

歯石が沈着している場合は、歯石の除去を行います。なお、沈着のひどい場合は、治療として行うことがあります。

③ブラッシング指導

正しい歯みがき方法や、日常の歯の健康管理について指導します。

（注）歯科健診の結果、何らかの治療が必要になった場合は、健診を受けた医療機関でも引き続き処置できますが、この場合は保険診療扱いとなり、自己負担金（本人3割、家族3割）が必要です。